



## 《会計・税務の知識》 速報！平成27年度税制改正大綱

平成27年度税制改正大綱は、衆院解散選挙の影響で例年より3週間ほど遅れ、平成26年12月30日に公表されました。

今回の税制改正の基本的考え方は、今年の10月に予定していた消費税10%への引き上げが、足下の個人消費低迷、実質GDP成長率のマイナス成長、地方や中小企業で景気回復感がないことを受けて、1年半後の平成29(2017)年4月に延期されたことに伴い、成長志向に重点を置いた法人税改革、地方創生・国家戦略特区のための改正に重点が置かれているように見られます。具体的には、法人実効税率の段階的な引き下げ、所得拡大促進税制の緩和、地方拠点強化税制の創設、ふるさと納税簡素化、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充などが挙げられます。一方で、2020年度までの財政再建も考慮して、法人課税ベースの拡大、国境を超えた取引にかかる課税適正化、円滑・適正な納税環境の整備にも措置が施されています。具体的には、法人の繰越欠損金控除の制限強化、受取配当金の益金不算入制度の見直し、外形標準課税の拡大、電気通信役務の提供にかかる消費税の内外判定基準の見直し、財産債務明細書の見直し、マイナンバーによる預貯金情報の管理などが挙げられます。

また、一部の富裕層については、有価証券等にかかる出国時課税制度が創設され、今年の7月1日以後適用される見込みです。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します(全12ページ)。

詳細はこちらでご確認頂けます。[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1.pdf)

### 〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	未成年者口座における少額投資非課税制度の創設	未成年者口座に設けた非課税管理勘定・継続管理勘定において、設定期間内に支払を受けるべき上場株式等の配当等及び上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない(未成年者口座にて受け取るものに限る)。 非課税管理勘定は、設定日が属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間、継続管理勘定は、設定日から未成年者口座の開設者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの期間とする。 非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年に設けることができ、毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年に設けることができるとし、毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。	平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用する
所得税 住民税	NISA(少額投資非課税制度)の拡充	・NISAについて、非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、120万円(現行:100万円)に引き上げる。	平成28年分以後の非課税管理勘定について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	・住宅取得等に係る措置の適用期限延長（所得税） ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長（住民税）	・次に掲げる住宅取得等に係る所得税税額控除について適用期限(平成29年12月31日)を平成31年6月30日まで1年6か月延長する。 (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 (3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (5) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (6) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	平成31年6月30日まで1年6か月延長  個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(平成29年12月31日)を平成31年6月30日まで1年6か月延長する
所得税	エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲の拡大	・国家戦略特別区域法の改正を前提に、エンジェル税制(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の適用対象となる株式会社の範囲に、認定区域計画に定められている事業を実施する株式会社で一定の要件を満たすことにつき国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものを加える。	国家戦略特別区域法の一部改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に払込みにより取得をする株式について適用
所得税	上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる上場株式等及び特定公社債	・上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる上場株式等及び特定公社債について、次の措置を講ずる。 上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で公募のものを加える。 発行する社債が特定公社債となる金融商品取引業を行う法人の範囲から、第一種少額電子募集取扱業者を除外する。	平成28年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用
所得税	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設	(1) 概要 国外転出をする居住者が、有価証券等又は未決済デリバティブ取引等を有する場合には、当該国外転出の時に、当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。 (2) 対象者 次の及びの要件を満たす者 当該国外転出の時ににおける当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額の合計額が1億円以上である者 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者 (3) 課税の取消 本特例の適用を受けた者が、その国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合において、その者が当該国外転出の時に有していた	平成27年7月1日以後に国外転出をする場合に適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>有価証券等又は未決済デリバティブ取引等で当該国外転出の時以後引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができる。</p> <p>この課税の取消しを行う場合には、帰国の日から4月を経過する日までに、更正の請求をしなければならない。</p> <p>(4) 納税猶予制度</p> <p>概要</p> <p>当該国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、当該国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例により当該有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとされた所得に係る部分については、当該国外転出の日から5年を経過する日(同日前に帰国をする場合には、同日とその者の帰国の日から4月を経過する日のいずれか早い日)まで、その納税を猶予する。</p> <p>なお、申請により猶予期限は国外転出の日から、10年を経過する日までとすることができる。</p> <p>要件</p> <p>その所得税に係る確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出をすることを要する。</p> <p>利子税の納付</p> <p>納税猶予の期限の到来により所得税を納付する場合には、当該納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生じる。</p> <p>その他所要の措置</p> <p>猶予期間中の提出書類や、納税猶予期限までに有価証券等の譲渡等があった場合、納税猶予期限が到来した場合に時価が下落していた場合の取扱い、外国で税額を負担した場合等の取扱いについて整備する。</p>	
所得税 住民税	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならない。</li> </ul>	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成 28 年分以後の所得税について適用
所得税	生命保険契約等の一時金の支払調書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険契約等の一時金の支払調書等について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。</li> </ul>	平成 30 年 1 月 1 日以後の契約者変更について適用
住民税	ふるさと納税	<p>(1) 控除限度額引き上げ</p> <p>特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げる。</p> <p>(2) 確定申告不要制度</p> <p>確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附</p>	<p>(1) 平成 28 年度分以後の個人住民税について適用</p> <p>(2) 平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について適用</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
		者に代わって行うことを要請できることとする。	
住民税	国民健康保険税	<p>(1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。</p> <p>基礎課税額に係る課税限度額を 52 万円( 現行 51 万円 ) に引き上げる。</p> <p>後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 17 万円 ( 現行 16 万円 ) に引き上げる。</p> <p>介護納付金課税額に係る課税限度額を 16 万円 ( 現行 14 万円 ) に引き上げる。</p> <p>(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。</p> <p>5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 26 万円 ( 現行 24.5 万円 ) に引き上げる。</p> <p>2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 47 万円 ( 現行 45 万円 ) に引き上げる。</p>	

〔資産課税〕

(1)相続税・贈与税

税目	項目	改正内容	適用時期																											
贈与税	住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の延長	<p>・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を延長する。</p> <p>非課税限度額を次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年 10 月 ~ 平成 29 年 9 月</td> <td>3,000 万円</td> <td>2,500 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 9 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 10 月 ~ 平成 31 年 6 月</td> <td>1,200 万円</td> <td>700 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 上記イ以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~ 平成 27 年 12 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 1 月 ~ 平成 29 年 9 月</td> <td>1,200 万円</td> <td>700 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 9 月</td> <td>1,000 万円</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 10 月 ~ 平成 31 年 6 月</td> <td>800 万円</td> <td>300 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記の「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級 4 (平成 27 年 4 月以降は断熱等性能等級 4 ) 又は耐震等級 2 以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。</p> <p>東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等</p>	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	平成 28 年 10 月 ~ 平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	平成 30 年 10 月 ~ 平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	~ 平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円	平成 28 年 1 月 ~ 平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円	平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円	平成 30 年 10 月 ~ 平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円	平成 27 年 1 月 1 日以後平成 31 年 6 月 30 日までに贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																												
平成 28 年 10 月 ~ 平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円																												
平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円																												
平成 30 年 10 月 ~ 平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円																												
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																												
~ 平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円																												
平成 28 年 1 月 ~ 平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円																												
平成 29 年 10 月 ~ 平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円																												
平成 30 年 10 月 ~ 平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円																												

税目	項目	改正内容	適用時期															
		<p>資金の贈与を受けた場合の非課税限度額は以下の通りとなる。</p> <p>イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 10%である場合</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</td> <td>良質な住宅用家屋</td> <td>左記以外の住宅用家屋</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月</td> <td>3,000 万円</td> <td>2,500 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 10 月～平成 31 年 6 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> </table> <p>ロ 上記イ以外の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</td> <td>良質な住宅用家屋</td> <td>左記以外の住宅用家屋</td> </tr> <tr> <td>～平成 31 年 6 月</td> <td>1,500 万円</td> <td>1,000 万円</td> </tr> </table> <p>上記の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級 3 以上に該当する住宅用家屋を加える。</p> <p>適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。</p> <p>(注)平成 28 年 9 月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記 ロに掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記 イに掲げる非課税限度額を適用できることとする。</p>	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	平成 29 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円	
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円																
平成 29 年 10 月～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円																
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																
～平成 31 年 6 月	1,500 万円	1,000 万円																
贈与税	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の延長	適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加えた上、その適用期限を延長する。	平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までに贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用															
贈与税	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	個人(20 歳以上 50 歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属(以下「贈与者」という。)が金銭等を拠出し、金融機関(信託会社(信託銀行を含む。)、銀行等及び金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。))をいう。)に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,000 万円(結婚に際して支出する費用については 300 万円を限度とする。)までの金額に相当する部分の価額については、贈与税を課さないこととする。	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに拠出されるものに限り適用															
贈与税	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を延長する。 (1)特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。 (2)金融機関への領収書等の提出について、領収	平成 31 年 3 月 31 日まで (左記(2)の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する書類について適用)															

税目	項目	改正内容	適用時期
		書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする。	
相続税・贈与税	非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し	非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。 (1) 経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。 (2) 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合(身体障害等のやむを得ない理由により当該経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る。)において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する(相続税の納税猶予制度についても同様とする。) (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されることに伴う所要の措置を講ずる。 (4) その他所要の措置を講ずる。	
相続税	小規模企業共済制度の受給権者に追加される者が支給を受ける一時金	小規模企業共済法の改正を前提に、小規模企業共済制度の受給権者に追加される者が支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産(退職手当金等に含まれる給付)として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。	

## (2)その他

税目	項目	改正内容	適用時期
登録免許税	各種軽減措置の延長	(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。 (2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。等。	平成29年3月まで
登録免許税	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等	会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。	
不動産取得税	各種軽減措置の延長	(1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。 (2) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。等。	平成30年3月まで

## 〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用時期																				
法人税	税率引き下げ	<p>・法人税率を以下のとおり引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税率</td> <td>25.5%</td> <td>23.9%</td> </tr> <tr> <td>中小法人の軽減税率の特例</td> <td>19%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>公益法人等の軽減税率の特例</td> <td>19%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>協同組合等の軽減税率の特例</td> <td>19%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ~ については所得の金額のうち年 800 万円以下の部分に対する税率</p>		現行	改正	法人税率	25.5%	23.9%	中小法人の軽減税率の特例	19%	15%	公益法人等の軽減税率の特例	19%	15%	協同組合等の軽減税率の特例	19%	15%	<p>平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用</p> <p>~ は、適用期限を 2 年延長</p>					
	現行	改正																					
法人税率	25.5%	23.9%																					
中小法人の軽減税率の特例	19%	15%																					
公益法人等の軽減税率の特例	19%	15%																					
協同組合等の軽減税率の特例	19%	15%																					
法人税	欠損金の繰越控除制限強化	<p>(1) 控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げる。</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の所得の金額の 100 分の 65 相当額(現行 100 分の 80 相当額)とする。</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する繰越控除をする事業年度について、その繰越控除前の所得の金額の 100 分の 50 相当額とする。</p> <p>中小法人等については、現行の控除限度額(所得の金額又は連結所得の金額)を存置する。</p> <p>(2) 繰越期間を 10 年(現行 9 年)に延長する。これに伴い、次の措置を講ずる。</p> <p>イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件について、その保存期間を 10 年(現行 9 年)に延長する。</p> <p>ロ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び請求期間を 10 年(現行 9 年)に延長する。</p>	<p>(1) 平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用</p> <p>(2) 平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用</p>																				
法人税	受取配当等の益金不算入制度の見直し	<p>益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>不算入割合</th> <th>区分</th> <th>不算入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)</td> <td rowspan="2">100 分の 100</td> <td>完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)</td> <td rowspan="2">100 分の 100</td> </tr> <tr> <td>関係法人株式等(株式等保有割合 25%以上)</td> <td>関連法人株式等(株式等保有割合 3 分の 1 超)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外の株式等</td> <td rowspan="2">100 分の 50</td> <td>その他の株式等</td> <td>100 分の 50</td> </tr> <tr> <td>非支配目的株式等(株式等保有割合 5%以下)</td> <td>100 分の 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分</p>	現行		改正案		区分	不算入割合	区分	不算入割合	完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)	100 分の 100	完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)	100 分の 100	関係法人株式等(株式等保有割合 25%以上)	関連法人株式等(株式等保有割合 3 分の 1 超)	上記以外の株式等	100 分の 50	その他の株式等	100 分の 50	非支配目的株式等(株式等保有割合 5%以下)	100 分の 20	
現行		改正案																					
区分	不算入割合	区分	不算入割合																				
完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)	100 分の 100	完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)	100 分の 100																				
関係法人株式等(株式等保有割合 25%以上)		関連法人株式等(株式等保有割合 3 分の 1 超)																					
上記以外の株式等	100 分の 50	その他の株式等	100 分の 50																				
		非支配目的株式等(株式等保有割合 5%以下)	100 分の 20																				

税目	項目	改正内容	適用時期
		<p>配の額については、その全額を益金算入( 現行 収益の分配の額の2分の1 ( 4分の1 ) の金額の100分の50相当額を益金不算入) とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、その受益権を株式等と同様に扱い、上記の非支配目的株式等として、その収益の分配の額の100分の20相当額を益金不算入とする。</p> <p>上記のその他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子がある場合の控除計算( 負債利子控除 ) の対象から除外する。</p> <p>上記及びにに伴い、保険会社については、特別の措置を講ずる。</p>	
法人税 住民税 所得税	試験研究を行った場合の税額控除制度( 研究開発税制 ) の見直し	<p>控除税額の上限を当期の法人税額の30% ( 原則20% ) に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の30%とする。</p> <p>特別試験研究費の額に係る税額控除制度について次の見直しを行う。</p> <p>イ 税額控除率( 現行12% ) を次のとおり引き上げる。</p> <p>(イ) 特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30%</p> <p>(ロ) 上記以外のもの 20%</p> <p>ロ 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の5%とする。</p> <p>ハ 特別試験研究費の範囲について、次の見直しを行う。</p> <p>(イ) 特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外する。</p> <p>(ロ) 特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加える。</p> <p>(ハ) 特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を加える。</p> <p>試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とする。</p> <p>繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。</p>	



税目	項目	改正内容	適用時期																																
法人税 所得税	外形標準課税の拡大	<p>・資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の法人事業税及び地方法人特別税の税率を以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.48%</td> <td>0.72%</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.20%</td> <td>0.30%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>～ 400 万円</td> <td>3.8% (2.2%)</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td>2.5% (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>400 万円～ 800 万円</td> <td>5.5% (3.2%)</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td>3.7% (1.4%)</td> </tr> <tr> <td>800 万円～</td> <td>7.2% (4.3%)</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td>4.8% (1.9%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>67.4%</td> <td>93.5%</td> <td>152.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。 (注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。</p>		現行	改正		平成 27 年度	平成 28 年度～	付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	資本割	0.20%	0.30%	0.40%	所得割	～ 400 万円	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	400 万円～ 800 万円	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	800 万円～	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率		67.4%	93.5%	152.6%	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用
	現行	改正																																	
		平成 27 年度	平成 28 年度～																																
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%																																
資本割	0.20%	0.30%	0.40%																																
所得割	～ 400 万円	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)																															
	400 万円～ 800 万円	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)																															
	800 万円～	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)																															
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率		67.4%	93.5%	152.6%																															
法人税 住民税	雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件	<p>中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人 3%以上(現行5%以上)とする。 上記以外の法人 4%以上(現行5%以上)とする。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する適用年度</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度</p>																																
法人税 所得税	廃止・縮減等	<p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(環境関連投資促進税制)のうち普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置(即時償却)について、その適用期限を1年延長する。 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する。</p>																																	
法人税 所得税	退職金制度	<p>・個人型確定拠出年金における小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設に伴い、次の措置を講ずる。 イ 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、損金算入する(所得税についても同様とする。) ロ 小規模事業主掛金に係る個人型確定拠出年金の積立金について、現行の確定拠出年金の積立金と同様に、退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。</p>																																	

## 〔消費課税〕

税目	項目	検討事項	適用時期
消費税	税率 10% への引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率（国・地方）の 10% への引上げ等の施行日が変更。</li> <li>景気判断条項（税制抜本改革法附則 18 条 3 項）の削除。</li> </ul>	平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日へ
消費税	地方創生	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度） <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 手続委託型輸出物品販売場制度の創設。</li> <li>(2) 外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度の創設。</li> <li>(3) その他所要の措置を講ずる。</li> </ul> </li> </ul>	平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請又は同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用
消費税	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内外判定基準の見直し 電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。</li> <li>(2) 課税方式の見直し（事業者向け電気通信役務の提供に対するリバースチャージ方式の導入） 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものを「事業者向け電気通信役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。</li> <li>(3) その他の経過措置 適正課税を確保するため経過的な所要の経過措置を講ずる。</li> </ul>	平成 27 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用
消費税	国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る消費税の課税方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供について、その取引に係る消費税の納税義務を、役務の提供を行う事業者から役務の提供を受ける事業者に転換する（リバースチャージ方式の導入）。</li> </ul>	平成 28 年 4 月 1 日以後に行われる役務の提供について適用
自動車重量税 取得税	車体課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコカー減税について、以下のような見直しを行った上、適用期限を 2 年延長する。</li> <li>(1) 減税対象車について、燃費基準を 2015 年基準から 2020 年度基準へ切り替える。</li> <li>(2) 2015 年基準による減税対象車のうち一定のものについて引き続き減税対象とする。</li> <li>(3) その他一定の基準を満たすものについては新たな減税枠を設ける。</li> <li>(4) その他所要の処置を講ずる。</li> </ul>	
軽自動車税	車体課税の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能に優れた一定の基準を満たす軽自動車等に対して、25%～75%の税率軽減措置を導入。</li> <li>原動機付自転車及び二輪車に係る税率引き上げを平成 28 年度へ 1 年延期する。</li> </ul>	

## 〔国際課税〕

税目	項目	改正内容	適用時期
法人税	クロスボーダーの組織再編成に係る適格性判定の特例の見直し	組織再編成に係る適格性を判定するための特定軽減課税外国法人の定義について、次の見直しを行う。 (1) 設立後間もないために、その外国法人の実際の租税負担割合を計算することができない場合には、本店所在地国の外国法人税の税率を租税負担割合とする。 (2) 外国子会社合算税制におけるトリガー税率を20%未満(現行20%以下)に変更することに伴い、特定軽減課税外国法人に該当するとされる著しく低い租税負担割合の基準を20%未満(現行20%以下)に変更する。	平成27年4月1日以後に行われる合併等について適用
国際課税	外国子会社配当益金不算入制度の見直し	内国法人が外国子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人をいう。)から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外。	平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用  平成28年4月1日において有する当該外国子会社の株式等に係るものについては別途
国際課税	非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備	・金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備。 主な概要は以下の通りである。 (1) 銀行等の一定の金融機関(以下「報告金融機関」という。)との間でその国内にある営業所等を通じて預金等を内容とする契約の締結等の一定の取引(以下「特定取引」という。)を行う者は、その者の氏名・名称等必要な事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。 (2) 報告金融機関は、その者の居住地国を特定しなければならない。 (3) 報告金融機関は、その年の12月31日において、当該報告金融機関の国内にある営業所等に報告対象契約がある場合には、当該報告対象契約を有する者の報告事項を、その年の翌年4月30日までに、当該報告金融機関の本店所在地等の所轄税務署長に提供しなければならない。	平成29年1月1日から適用
所得税 法人税 住民税	外国子会社合算税制等 の見直し	(1) トリガー税率の変更 特定外国子会社等に該当するとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)を20%未満(現行20%以下)に変更する。 (2) 外国子会社合算税制の適用除外基準の見直し 以下の適用除外基準について見直しを行う。 被統括会社の範囲 統括会社の要件 事業持株会社の要件 (3) その他所要の措置を講ずる。	特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用

## 〔納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用時期
所得税 相続税	財産債務明細書の見直し	<p>財産債務明細書について、次の見直しを行い、新たに、財産債務調書として整備する。</p> <p>(1) 提出基準の見直し          現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を基準とする。</p> <p>(2) 記載事項の見直し          現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。</p> <p>(注) 財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券については、取得価額の記載も要することとする。</p> <p>(3) 過少申告加算税の特例          国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。</p> <p>(4) その他          財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。          現行の財産債務明細書と同様、国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しないこととする。</p>	平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用
所得税 法人税 住民税	マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)の改正に併せて国税通則法・地方税法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号(マイナンバー)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。</p>	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に規定する施行の日から適用
所得税 法人税 住民税	調査手続きにおける見直し	<p>複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人の事前通知は、その代表となる税務代理人に対して行えば足りることとする。</p>	平成27年7月1日以後行う事前通知について適用
所得税 法人税 住民税	期限後申告における無申告の場合の無申告加算税(不申告加算金)の取り扱いの見直し	<p>期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税(不申告加算金)を課さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を法定の申告期限から1月以内(現行:2週間以内)に延長する。</p>	平成27年4月1日以後に申告期限が到来する国税・地方税について適用

以上